

《高山労基署だより》

平成23年12月号

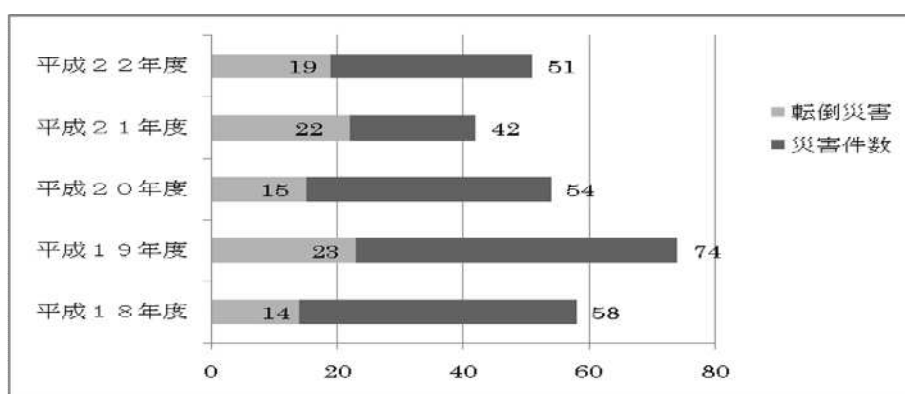
いよいよ冬の到来となりました。3カ月予報によると、1月までは平年より暖かいが、2月からは冷え込みが強くなり、雪も多くなるとのことです。

雪や強い冷え込みは、飛騨においては避けることのできないものですが、これを労働災害の発生に結び付けないようにすることが重要です。本格的な冬を前に、十分に検討したうえで対策を講じていただくようお願いいたします。

< 冬季の労働災害防止について >

冬季における労働災害の防止に関して、飛騨地域においては、積雪、厳しい冷え込みといった自然条件を考慮に入れなければなりません。

当署管内の12月から2月の労働災害発生状況(休業4日以上)を見てみると、次のグラフの通り、



最近5年間の12月から2月の3ヶ月間に発生した労働災害のうち、平均して33.3%は転倒災害でした。特に平成21年度においては、52.4%と半数以上が転倒による災害でした。3月から11月に発生した労働災害のうち転倒災害の占める割合は5年間平均で17.5%ですので、冬季はその他の時期に比べほぼ2倍程度転倒災害の発生率が高くなると言えます。

この転倒災害の詳細を見ると、昨年度発生した19件のうち、11件は屋外で発生しており、その場所は、道路(店舗前の歩道含む)が5件、会社の駐車場が4件、会社敷地内が2件となっており、いずれも歩行中、作業中に凍結した路面に足を滑らせて転倒したもので、その結果、手をついて手首を骨折したものが6件、足を捻って足首を骨折したものが2件、頭、肩、首を打撲、捻挫したものがそれぞれ1件でした。休業1カ月以上となることも多く、「たかが滑って転ぶだけのこと」と言って片づけられない現実があります。会社敷地内や駐車場など管理責任のある場所についての、凍結の防止、凍結しやすい場所の表示、安全な通路の確保などの設備的な対策や、従業員の皆さんへの注意喚起などをお願いいたします。

また、転倒以外にも、雪下ろしの際に屋根から転落する災害も毎年発生しており、昨年度は、脚立に乗って雪下ろしをしていてバランスを失い、脚立から転落し、頭部を強く打って脳挫傷により死亡した災害が発生しています。「雪またじ」は飛騨地域の事業場においては、業務の一つとして取り組まなければならない場合も多くあります。だからこそ、事業場としての安全対策も怠りなく講じていただくようお願いいたします。

< 道路貨物運送業の労働災害防止講習会 >

12月5日、飛騨・世界生活文化センターにおいて、「道路貨物運送業の荷役作業時における労働

災害防止のための講習会」を開催いたしました。

講習会には、管内の道路貨物運送業24社から30名の出席がありました。

道路貨物運送業においては、墜落・転落災害が死傷災害全体の3割を占めており、その多くは荷役作業時に発生しています。そのため、この講習会では、特に荷役作業における墜落・転落災害を防止するための対策、その対策を進めるためのツールとしてのリスクアセスメントの活用等について説明を行いました。

出席していただいた道路貨物運送業の事業主、労務担当者の皆さんには、自社の労働者の安全を守るため、何をすべきか、どのように進めるべきかをご理解いただけたことと思います。

しかしながら、実際には、荷役作業は荷主や配送先の事業場で行うことが多く、このような直接管理が及びにくい場所で安全対策を進めることは、荷主・配送先の協力がなければ非常に困難であることも事実です。

製造業、商業等の荷主、配送先の事業場におかれては、自社構内で作業を行う道路貨物運送事業者の運転手の皆さんが、安全に作業できるよう、特に高所での荷役作業のための足場や安全帯を掛けることができる設備の設置などについて配慮いただきますようお願いいたします。

< 特定最低賃金の改正について >

岐阜県において適用される最低賃金には、「岐阜県最低賃金」と「特定最低賃金」があります。「特定最低賃金」とは、産業別の最低賃金であり、岐阜県においては、現在4件が定められています。

最低賃金の名称	最低賃金額		発効年月日
	時間額	日額	
陶磁器・同関連製品、耐火物製造業	714円	5,708円	平成10年12月25日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	780円		平成23年12月21日
自動車・同附属品製造業	818円		平成23年12月21日
航空機・同附属品製造業	868円		平成23年12月21日

上の表のように、4件の「特定最低賃金」のうち、3件が今般改正され、12月21日に発効することとなりました。

4件それぞれについて、適用が除外される労働者が定められておりますが、原則として、これらの産業に従事する労働者については、「岐阜県最低賃金」(時間額707円、平成23年10月1日発効)ではなく、より高い上記の金額が適用されますので、ご注意ください。

自社の産業が上記の産業に該当するかどうか、あるいは一人一人の労働者について、適用除外となるかどうかについては、高山労働基準監督署または岐阜労働局賃金室(058-245-8104)へお問い合わせください。

高山労働基準監督署

高山市花岡町3-6-6 電話0577-32-1180 FAX0577-32-1274

この「労基署だより」は、岐阜労働局のホームページからも見る您可以通过。 (ホームページトップ 労働基準監督署 高山労働基準監督署「最新情報」) 会員様等への配布などの場合は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

